

定額減税を補足する臨時特別給付金(不足額給付)のご案内

トピック
3

令和6年分所得税、令和6年度分住民税、定額減税(所得税及び住民税)の実績額などが確定したことに伴い、以下の不足額給付Ⅰ・Ⅱのいずれかに該当し、令和6年度に実施した定額減税を補足する臨時特別給付金(調整給付)の額に不足が生じた場合に、追加で給付を行います。

※以下、今回実施する給付を「不足額給付」、令和6年度に実施した給付を「調整給付」といいます。

不足額給付Ⅰ

■対象者 令和7年1月1日に下野市に住民登録があり、令和6年分所得税、令和6年度分住民税、定額減税(所得税及び住民税)の実績額等が確定したことに伴い、令和6年度に実施した調整給付の額に不足が生じた方

例1 令和5年中の所得に比べ、令和6年中の所得が減少したことなどにより下記となった場合

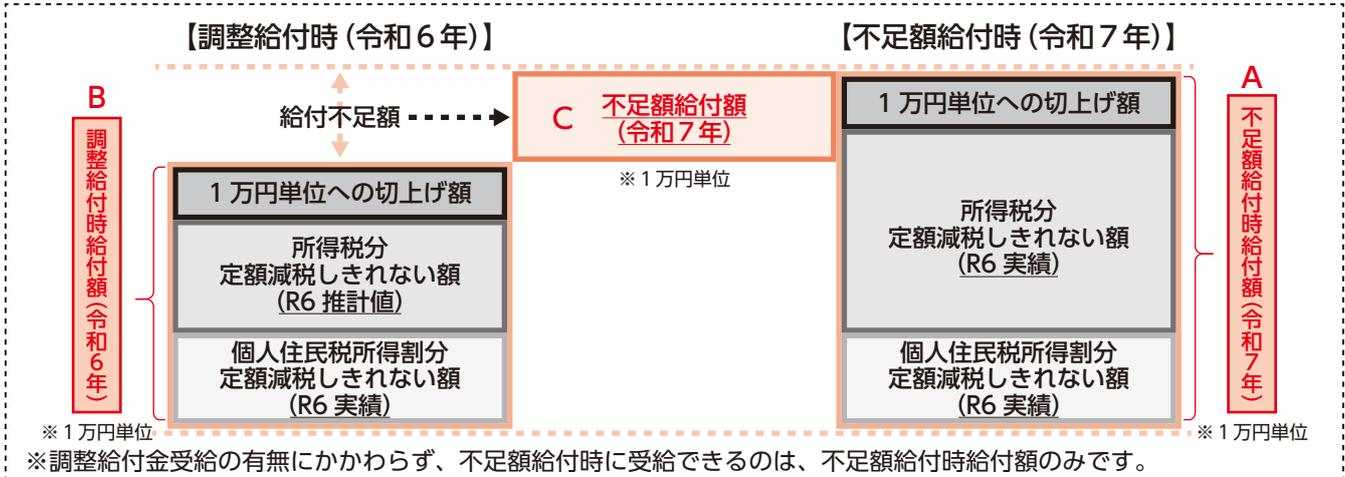


例2 調整給付時の税額の算定基準日(令和6年6月3日)の翌日以降に税の申告を行い、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した方

例3 こどもの出生等により令和6年中の扶養親族が増えた方

給付額

本来給付すべき給付額(下図A)と令和6年度に実施した調整給付時の給付額(下図B)との差額(下図C)



申請方法 条件により、申請方法が異なります。

- ①下野市において不足額給付の給付額算定及び給付に必要なすべての情報が把握できた方(令和6年1月1日時点で下野市に住民登録があった方)
- ②調整給付金を下野市から受給されていない方・令和6年中に下野市に転入された方
- ③下野市では対象者として情報を把握できなかった方

	①	②	③
市からの通知	7月下旬から順次郵送	8月上旬から順次郵送	通知などは届きません
申請期限等	申請不要	10月31日(金)	10月31日(金)
給付までの流れ	公金受取口座または令和6年度に調整給付金を振り込んだ本人名義の口座に振り込まれます。	支給確認書、本人確認書類などの必要書類の提出が必要です。	支給要件を満たすことを確認できる書類を準備し、申請が必要です。
その他	受給を辞退する場合、振込口座を変更する場合、金額に重大な相違がある場合には、8月7日(木)までに税務課までご連絡ください。		対象と思われる方の例：税額の算定基準日(令和7年6月2日)以降に税の申告をして扶養親族が増えた方など

※詳細は郵送される「支給のお知らせ」、「支給確認書」または市ホームページをご確認ください。